

[事案 2022-95] 三大疾病保険金支払請求

・令和5年4月10日 和解成立

<事案の概要>

募集人による不告知教唆があったこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しおよび三大疾病保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

骨髄異形成症候群の確定診断を受けたため、令和2年10月に契約した組立型保険にもとづき三大疾病保険金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除された。しかし、以下の理由により、解除を無効とし、三大疾病保険金を支払ってほしい。

- (1)募集人に、3か月以内に生理不順で通院した事実を告げていたが、「ストレスで誰にでもある」と言われた。
- (2)15年前に再生不良性貧血と診断され、双子の妹から骨髄移植を受けたことも募集人に話したが、「その後何もないなら大丈夫」と言われた。
- (3)自分は日本語を理解できないため、募集人が告知のチェックリストを読み上げた。
- (4)勧誘の際も契約の際も、5年以内の入院や2年以内の人間ドックのことしか聞かれず、ないと言うと「いいえ」にチェックするように言われたため、そのようにチェックした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が申立人から生理不順を伝えられたのは、勧誘・申込前の雑談時のことであり、通院については聞いていない。「ストレスで誰にでもある」という発言があったとしても、勧誘や申込・告知手続の前の雑談時のことであり、不告知教唆には当たらない。
- (2)募集人が再生不良性貧血を伝えられたのは、携帯電話のメッセージによるもので、それ以前には伝えられていない。申立人の主張するような「その後何もないなら大丈夫」という発言もなかった。
- (3)万が一、通院や再生不良性貧血について募集人に伝えていたとしても、募集人には告知受領権がない以上、解除の有効性を覆すものではない。
- (4)申立人の日本語の理解力は低くはなかった。告知は、募集人が日本語と中国語で交互に読み上げながら行った上、漢字から意味を類推することもでき、告知事項も容易に理解できた。募集人は、告知事項をひとつずつ日本語と中国語で読み上げて回答を確認している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の説明状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。